

特定非営利活動法人 フェアトレード・ラベル・ジャパン

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン（以下、本法人という）の定款第18条に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定めたものである。

(報酬)

第2条 本法人の役員には、定款第18条に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、総会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第3条 本法人の役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、総会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2. 理事会の出席に際して支給する旅費については、会議場所に物理的に集合して参加する場合一人あたり1回一律5,000円、リモート参加の場合は支給無しとする。

3. 出張に際して支給する旅費等については、国内出張旅費規程および海外出張旅費規程に準ずる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この規程は、令和元年5月30日から施行する。

令和二年4月1日 改訂

特定非営利活動法人 フェアトレード・ラベル・ジャパン

正職員給与規程

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この規程は就業規則第45条に基づき、正規職員の給与等について定めたものである。ただし、嘱託職員、パートタイマー等特殊な勤務に従事する者については別規程を適用する。

(給与規程の承認と履行)

第2条 この規程の制定及び改廃は、理事長または業務執行理事の承認を得なくてはならない。また、フェアトレード・ラベル・ジャパンと職員はこの規程に定めるところを誠実に履行しなくてはならない。

(平等原則)

第3条 職員の国籍、信条、社会的身分、性別、職種を理由として給与につき差別的取扱いをすることはない。

第2章 給与

(給与の構成)

第4条 給与の構成は次のとおりとする。

(1) 基準内給与

1. 基本給
2. 業務手当
3. 役職手当
4. 扶養手当
5. 住居手当

(2) 基準外給与

1. 時間外勤務手当
2. 休日勤務手当
3. 深夜勤務手当
4. 通勤手当

(給与の計算期間および支給日)

第5条 給与の計算期間と支給日は次の通りとする。ただし、支給日が土曜日又は休日にあたる時は支給日をその前日、支給日が日曜日のときはその前々日に繰り上げる。給与は前月の1日から起算し、前月末日までの分を、当月の10日に支給する。通勤手当については別に定める。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、職員（職員が死亡したときはその遺族）の請求により、給与支払い日の前であっても請求後7日以内に既往の労働に対する給与を支払う。

- (1) 職員の死亡した時。この場合、当月分給与を全額支給する。
- (2) 退職、解雇のとき。
- (3) 職員またはその収入によって生計を維持しているものが結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、または職員の収入によって生計を維持している者が死亡したとき。
- (4) 職員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷するとき。
- (5) その他やむを得ざる理由のために費用を必要とし、本人がそれを認めた時。

(賃金の計算方法)

第6条 遅刻、早退、欠勤などにより、所定勤務時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する賃金を支給しない。ただし、この規程または就業規則に別段の定めのある場合はこの限りでない。

2. 前項において休業した時間の計算は、当該給与締切の末日において合計し、30分未満は切り捨てるものとする。

3. 一給与締切期間における賃金の総額に1円未満の端数を生じた場合においては、これを1円に切り上げるものとする。
4. 給与締切期間の中途において入社または退職した者に対する当該締切期間における給与は全て、所定労働日数に対する出勤日数分を日割り計算によって支給する。

(賃金の支払い方法)

第7条 賃金は通貨で直接従業員にその全額を支払う。ただし本人の同意を得た場合は、金融機関への振り込みとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは支払いのとき控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 地方税
- (3) 健康保険料
- (4) 雇用保険料
- (5) 厚生年金保険料
- (6) その他（控除の協定をしたもの）

(有給休暇等の賃金)

第8条 就業規則第19条に定める有給休暇、第23条に定める特別休暇については通常の賃金を支給する。

(休職期間中の賃金)

第9条 就業規則第38条第1項、第1号、第2号の休職期間中の賃金については、支給しないものとする。同第3号の休職期間中の賃金については都度定める。

(給与の減額)

第10条 業務上の死傷により欠勤した場合で、その療養期間中、労働災害補償保険の支給を受ける場合は給与を支給しない。

2. 業務外の私傷病により欠勤した場合は給与を支給しない。

第3章 基準内賃金

(基本給)

第11条 基本給は月給制とする。

(基本給の決定)

第12条 基本給は、別に定める基本給与表にもとづき支給する。

(昇給)

第13条 毎年4月1日の時点において過去に1年以上勤務した職員は、原則として基本給表の1つ上位に昇給し、4月分の給与（支払は5月10日）から支給する。法人の業績、勤務成績、勤務態度により臨時昇給を認める場合がある。また、財務状況、その他やむを得ない事情により昇給を行わないことがある。

2. 昇格（格付け等級の上昇）は理事長または業務執行理事の承認を得なくてはならない。原則として毎年2月に行う。

(業務手当)

第14条 業務手当として本人の能力、経験、技能、職務内容を勘案して各人ごとに次の通り支給する。
月額 20,000円～

(役職手当)

第15条 役職手当として、職責に応じて次の通り支給する。

役職種別	役職手当
F	54,000
E	45,000
D	42,000
C	36,000

B	18,000
A	12,000

(扶養手当)

第16条 扶養手当は、扶養家族のある職員すべてに対して下記に従い支給する。ただし、扶養家族とは次に掲げる者で本人と同居し且つ生計を共にする者で、その職員の扶養を受けている者をいう。扶養家族認定年収額は、1,300,000円未満とする。

- | | |
|-------------------|---------|
| (1) 配偶者 | 13,500円 |
| (2) 配偶者以外の扶養親族のうち | |
| 2人まで1人につき | 6,000円 |
| 3人目から(*) | 4,000円 |
| (3) 配偶者を欠く場合の子 | 13,500円 |
| (4) その他の扶養 | 5,000円 |

(*) 満15歳に達する日後の最初の4月1日以降、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人につき4,000円支給(配偶者を欠く場合の1人を除く)

(住居手当)

第17条 住居手当は、世帯主(世帯生計の主たる維持者)かどうかや扶養親族の有無にかかわらず、一律7,500円を支給する。

第4章 基準外賃金

(割増賃金)

第18条 就業規則28条の所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超える労働をした場合には時間外勤務手当を、または16条に定める休日出勤をした場合には、時間外勤務手当または法定休日勤務手当を、深夜(午後10時から午前5時までの間)において勤務した場合には深夜勤務手当を支給する。

(1) 時間外勤務手当

(基本給+業務手当+役職手当+住居手当) ÷ 1月平均所定勤務時間 × 1.25 × 時間外勤務時間数 (月60時間以下の残業の場合)

(基本給+業務手当+役職手当+住居手当) ÷ 1月平均所定勤務時間 × 1.50 × 時間外勤務時間数 (月60時間超の残業の場合)

(2) 法定休日勤務手当

(基本給+業務手当+役職手当+住居手当) ÷ 1月平均所定勤務時間 × 1.35 × 休日勤務時間数

(3) 深夜勤務手当

(基本給+業務手当+役職手当+住居手当) ÷ 1月平均所定勤務時間 × 0.25 × 深夜勤務時間数

2. 時間外勤務または休日出勤をした時間が深夜におよんだ場合は、それぞれ時間外勤務手当または休日勤務手当と深夜勤務手当を合計した額を支給する。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、定期券購入費に相当する全額を支給する。

第5章 賞与

(賞与)

第20条 賞与は、原則として、支給日に在籍する職員に対し、法人の業績、職員の勤務成績等を勘案して支給する。夏期賞与は6月、年末賞与は12月支給を原則とし、支給日はその都度定める。対象期間は下記の通りとする。

夏期賞与 11月1日～4月30日

年末賞与 5月1日～10月31日

ただし、法人の財政状況などやむを得ない事情がある場合には、支給日の変更、または支給しないことがある。

第6章 退職金

(退職金)

第21条 退職金は別に定める規程による。

附 則 本規程は平成27年5月30日から実施する。

平成30年3月31日 改訂

令和元年5月30日 改訂

令和4年3月10日 改訂

令和4年4月1日 改訂

令和5年4月1日 改訂

別表：基本給与表

勤続年数	基本給
1	210,000
2	220,500
3	231,000
4	241,500
5	252,000
6	262,500
7	273,000
8	283,500
9	294,000
10	304,500
11	315,000

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 フェアトレード・ラベル・ジャパン	事業年度	2025年4月1日 ～2026年 3月31日
-----	-------------------------------	------	---------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	260,000 円
受取寄付金	1,4377,992 円
受取助成金	2,495,078 円
ライセンス料	50,036,618 円
初回認証料	33,000 円
年間認証料	6,468,000 円
年間ライセンス認証料	1,573,322 円
業務委託料	485,105 円
講演料	1,406,550 円
商品売上	35,640 円
広報・販促物売上	661,508 円
イベント参加料	281,500 円
受取利息	53,420 円
為替差益	249,196 円
協賛金（活動参加費）	5,060,000 円
合 計	83,476,929 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 取引の内容に関する事項〔③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引〕

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		8,731,919 円	ライセンス料・年間認証料・協賛金
		7,167,512 円	ライセンス料・初回認証料
		4,053,160 円	ライセンス料・協賛金
		3,351,591 円	ライセンス料・年間認証料・協賛金
		3,332,960 円	ライセンス料・年間認証料・協賛金

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		14,021,948 円	への メンバー料・WEB サイト運営
			給与
			給与
			給与
			給与

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

[illegible]

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

[illegible]

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

[illegible]

3 寄附者に関する事項〔④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日〕

[illegible]

4 役員等に対する報酬又は給与の状況〔⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額〕

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
			給与	2025年4月1日～2026年3月31日	

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間	2025年4月1日 ～ 2026年3月31日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
0	0 円

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支 出 金 額	寄 附 の 目 的 等
			円	
			円	
			円	
			円	
		合 計	円	

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実 施 日	使 途	金 額
2025.4.16	ヘサービス料 (2025Q1) 支払い	233,131 円
2025.7.18	ヘサービス料 (2025Q2) 支払い	249,106 円
2025.9.1	ヘメンバー料 (2025Q2) 支払い	6,042,847 円
2025.9.25	ヘサービス料 (2025 年) 支払い	523,800 円
2025.11.28	ヘメンバー料 (2025Q3&Q4) 及び Adobe2025 年分支払い	4,383,824 円
2025.11.28	ヘ生産者支援費用支払い	1,784,795 円
2025.12.15	ヘサービス料 (2024Q3,Q4) 支払い	444,394 円
2026.2.12	ヘメンバー料 (2026Q1) 支払い	4,791,002 円
2026.3.26	ヘサービス料(2025Q4&2026Q1) 支払い	69,339 円

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区 分		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
①	2025年4月1日～2025年6月30日	9人	0人	0%	0人	0%
②	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
③	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
④	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑤	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		9人	0人	0%	0人	0%

（注1） 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

（注2） ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
定款第26条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定	はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第 3 表付表 1

法人名	特定非営利活動法人 フェアトレード・ラベル・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役 員 数		9 人	人	人	人	人	人	9 人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人	0 人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0 人	人	人	人	人	人	0 人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
堀木 一男		理事		○							平成 16 年 2 月 2 日就任・令和 7 年 6 月 30 日 退任
前田 京子		理事		○							平成 27 年 7 月 1 日就任
樽本 哲		理事		○							平成 27 年 11 月 19 日就任
大井 祥平		理事		○							平成 28 年 7 月 20 日就任
南 真由美		理事		○							令和 2 年 6 月 1 日就任
羽生田 慶介		理事		○							令和 2 年 11 月 26 日就任
松原 稔		理事		○							令和 3 年 7 月 1 日就任
佐々木 伸彦		理事		○							令和 7 年 4 月 1 日就任
澤田 寛子		監事		○							平成 26 年 6 月 1 日就任
井上 晃良		監事		○							平成 27 年 7 月 1 日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	7年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用 ルーズリーフ	都度	7年
固定資産台帳	会計ソフト(TKC TPS1000)使用 ルーズリーフ	年1回	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	年1回	7年
賃金台帳	給与計算ソフト(My Komon 楽しい給与計算)使用 ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン	チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること		✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと		
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること		
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☒ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人 フェアトレード・ラベル・ジャパン		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ	助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同	意
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン
-----	---------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
							✓
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日		

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン		チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人			✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無	
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	
二	暴力団の構成員等の有無	有・無	
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい	いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい	いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい	いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要		
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい	いいえ
6	次のいずれかに該当する法人		
イ	暴力団	はい	いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい	いいえ